1. 財産形成預金規定

お預け入れのご預金は、次の<共通規定>のほか 各預金規定によりお取扱いさせていただきます。

<共 通 規 定>

1. (契約内容の変更)

預入金額等の契約内容を変更するときは、当行所定の書面によって当店に申出てください。

2. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) 財形預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)や印章を失ったとき、または、印章、氏名、 住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行 所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 契約の証を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

3. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名 その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、また当該債務が第三者の当 行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅延なく 異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相 殺することができるものとします。

7. (規定等の変更)

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上

〈財 形 預 金 規 定〉

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1 口 100 円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、契約の証を発行し、預入れの残高を年1回以上通知します。

2. (預金の種類、期間等)

預入れの預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限と する1口の期日指定定期預金としてお預りします。

3. (自動継続等)

- (1) 預入れの預金は、最長預入期限に元利金をもって、期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 前項の継続に際し、最長預入期限を同一日とする預金については、これらの合計額をもって1口の期日指定定期預金とします。
- (3) 継続された預金についても同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を 当店に申出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の預金残高の全部または一部に相当する金額について、据置期間満了日(継続をしたときはその据置期間満了日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1ヵ月前までに通知をしてください。

この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

- ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。)は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1ヵ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

5. (利息)

(1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日。以下同様とし

ます。)から満期日(継続をするときは最長預入期限)の前日までの日数および預入日における 次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

- ① 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率
- ② 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」といいます。)

(2) 利率は、当行所定の日に変更します。

この場合、新利率は変更日以後に預入れられる預金についてその預入日(すでに預入れられている預金については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

(3) 指定された満期日から1ヵ月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日 以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約 日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第4項により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の②乃至⑥の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における 普通預金の利率とします。

① 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

② 6 ヵ月以上1年未満 2年以上利率×20%

③ 1年以上1年6ヵ月未満 2年以上利率×30%

④ 1年6ヵ月以上2年未満 2年以上利率×40%

⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 2年以上利率×50%

⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 2年以上利率×60%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するとき(一部の金額を解約または書替継続する場合を含みます。)は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して契約の証とともに当店に提出してください。
- (2) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、預金1口毎の元金累計額が払戻請求額に達するまで、次の順序により解約します。
 - ① 預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日までの日数が多いものから解約します。
 - ② 前号において日数が同一のときは、当行所定の方法により解約します。
- (3) 前項により最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
 - ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金の全額を 解約します。

- ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額を解約します。 A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合…………1万円。
 - B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合……その請求額。
- (4) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。
 - ① 預金者が当行に対して行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

7. (規定等の変更)

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上

〈財形住宅預金規定〉

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年 1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1 口 100 円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、契約の証を発行し、預入れの残高を年1回以上通知します。

2. (預金の種類、継続方法)

- (1) 預入れの預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) この預金は、口座開設日から1年毎の応当日において、預入日(継続をしたときはその継続日。 以下同様とします。)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指 定定期預金を含みます。)は、満期日が到来したものとし、これらの元利金の合計額をもって、1 口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても同様とします。

3. (預金の支払方法)

この預金は、持家としての住宅の取得または住宅の増改築等(以下「住宅の取得等」といいます。) の費用に充当するときに次により支払います。

(1) 住宅の取得等後の支払い

住宅の取得等の日から 1 年以内に、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(または写し)を当店に提出してください。

この場合、住宅の取得等に要する費用の額を限度として1回に限り支払います。

(2) 住宅の取得等前の支払い

当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅の建設工事の請 負契約書等の所定の書類の写しを当店に提出してください。

また、支払日から 2 年以内かつ住宅の取得等の日から 1 年以内に、住宅の登記簿謄本等の所定の書類(または写し)を当店に提出してください。

この場合、次のいずれか低い額を限度として1回に限り支払います。

- ① この預金の残高の90%に相当する額
- ② 住宅の取得等に要する費用の額
- (3) 前項の支払いをした場合において、住宅の取得等に要する費用の額が当該支払いの額を超えているときは、その超過額を限度として1回に限り支払います。

この場合、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに当店に提出してください。

なお、支払期限は支払日から2年以内かつ住宅の取得等の日から1年以内とします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数および預入日における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」といいます。)

(2) 利率は、当行所定の日に変更します。

この場合、新利率は変更日以後に預入れられる預金についてその預入日(すでに預入れられている預金については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の②乃至⑥の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における 普通預金の利率とします。

① 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

② 6ヵ月以上1年未満 2年以上利率×20%

③ 1年以上1年6ヵ月未満 2年以上利率×30%

④ 1年6ヵ月以上2年未満 2年以上利率×40%

⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 2年以上利率×50%

⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 2年以上利率×60%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約)

- (1) やむを得ない事由により、この預金を第3条の支払方法によらずに支払う場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して契約の証とともに当店に提出してください。
- (2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。
 - ① 預金者が当行に対して行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、そ

の他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当したことが判明した場合、 および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって するなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

6. (退職時等の取扱い)

- (1) 非課税の適用を受ける預金について、退職等の理由により非課税の適用を受けられないこととなった場合、その理由が生じた日以後はその預金の自動継続を停止します。なお、当該理由が生じた日の1年後の応当日までに最長預入期限が到来しない預金については、その応当日を最長預入期限として取扱います。
- (2) 退職等の事由が生じた日以後2年以内に転職等を行った場合には、所定の手続きをすることにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入することができます。

7. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用がうけられなくなるとともに、 すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで) にわたり溯って20.315%(国税15.315%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。

ただし、預金者の死亡、重度障害の事由による払出しの場合は除きます。

- ① 住宅の取得等以外の目的で支払いをする場合
- ② 住宅の要件、支払金額、支払期限等を満たさない支払いがあった場合
- ③ 必要書類が所定の期間内に提出されなかった場合

8. (差引計算等)

- (1) この預金の支払後に住宅の取得等の要件を満たさない事実が判明し、その日においてこの預金に 残高がある場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるも のとします。
 - ① 当該事実が判明した日に、この預金を解約のうえその元利金から税額を追徴します。

- ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに当店に支払ってください。
- (2) 前項により解約する場合の定期預金の利率はその約定利率とします。

9. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、 当該事実の生じた日から6ヵ月以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引続き預入れ することができます。

10. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後に支払われる利息 については、非課税の適用はうけられません。

- (1) 第1条第1項ならびに第2項による以外の預入れがあった場合
- (2) 定期預入が2年以上されなかった場合 (法令で定められている場合を除く。)
- (3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合

11. (育児休業等による預入中断時の取扱い)

勤労者が育児休業等を事由とした預入の中断を行う場合は、所定の手続きにより、子が3歳に達するまでは非課税措置を受けながら財形非課税貯蓄を継続できます。

- (1) 育児休業等の期限後の最初の払込がされる日(再開日)に金銭の払込みがなかった場合は、育児休業前の最後の定期預入日から2年以内であっても、育児休業等の終了日後に支払われる利子から課税します。ただし、再開日の前日までに不適格事由が発生した場合を除きます。
- (2) 育児休業等の期間を変更する場合は、期間の終了日(期間を短縮する場合は、短縮した期間の終了日)までに、当行所定の書面により当店に申出てください。

12. (規定等の変更)

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上

〈財形年金預金規定〉

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、契約の証を発行し、預入れの残高を年1回以上通知します。

2. (預金の種類、継続方法)

(1) 支払開始日は、最終預入日の6ヵ月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払 開始日の3ヵ月前の応当日を「年金元金計算日」とします。

また、年金元金計算日前1年毎の年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。

- (2) 預入れの預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。 ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、年金元金計算日を満期日とする1口の自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同様とします。) からの期間が 2 年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含みます。) は、満期日が到来したものとし、これらの元利金の合計額をもって、1 口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. (分割、支払方法)

(1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以後5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。

この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元 利金と自由金利型定期預金 (M型) の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。

① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし100円単位とします。) を元金として、年金元金計算日から3ヵ月毎の応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金 または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」といいます。) を作成します。

なお、自由金利型定期預金 (M型) は預入期間が1年未満のときに作成します。

- ② 年金計算基本額から前号により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた 金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。) を作成します。
- ③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座へ入

金します。

(2) 定期預金(継続口)は、満期日に前項に準じて取扱い、以後同様とします。

この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは、「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。

ただし、残余の支払回数が 12 回以下になる場合は、残余の支払回数に応じた定期預金(満期支払口)を作成します。

また、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた 金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

(3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。) および預入日における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

A. 1年以上2年未満

当行所定の「2年未満」の利率

B. 2年以上

当行所定の「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」といいます。)

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金 (M型) の場合

預入金額ごとにその約定日数および預入日における預入期間に応じた当行所定の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算します。

(2) 利率は、当行所定の日に変更します。

この場合、新利率は変更日以後に預入れられる預金についてその預入日(すでに預入れられている預金については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項により解約する場合には、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の①乃至②の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における 普通預金の利率とします。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法で計算します。

A. 6ヵ月未満

解約日における普通預金の利率

B. 6ヵ月以上1年未満

2年以上利率×20%

C. 1年以上1年6ヵ月未満 2年以上利率×30%

D. 1年6ヵ月以上2年未満 2年以上利率×40%

E. 2年以上2年6ヵ月未満 2年以上利率×50%

F. 2年6ヵ月以上3年未満 2年以上利率×60%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金 (M型) の場合

預入金額ごとにその預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算します。

A. 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6ヵ月以上1年未満 約定利率×50%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約)

- (1) やむを得ない事由により、この預金を第3条の支払方法によらず支払う場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して契約の証とともに当店に提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。
- (2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。
 - ① 預金者が当行に対して行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

6. (退職時等の支払等)

- (1) 最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、第2条および第3条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、第5条第1項と同様の手続をとってください。
 - ① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
 - ② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日が到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。
- (2) 退職等の事由が生じた日以後2年以内に転職等を行った場合には、所定の手続きをすることにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入することができます。

7. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本 予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利 金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座 へ入金します。

8. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって当店に申出てください。

ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3ヵ月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3ヵ月前応当日までかつ最終預入日までに申出てください。

9. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3ヵ月前の応当日の前日までに、当行所定の書面によって当店に申出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。

また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

10. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払いが完了した場合は、契約の証は無効となりますので直ちに 当店に返却してください。

11. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財形年金貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、 当該事実の生じた日から6ヵ月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入 れすることができます。

12. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後に支払われる利息 については、非課税の適用は受けられません。

- (1) 第1条第1項ならびに第2項による以外の預入れがあった場合
- (2) 定期預入が2年以上されなかった場合 (法令で定められている場合を除く。)
- (3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合

13. (育児休業等による預入中断時の取扱い)

勤労者が育児休業等を事由とした預入の中断を行う場合は、所定の手続きにより、子が3歳に達するまでは非課税措置を受けながら財形非課税貯蓄を継続できます。

- (1) 育児休業等の期限後の最初の払込がされる日(再開日)に金銭の払込みがなかった場合は、育児 休業前の最後の定期預入日から2年以内であっても、育児休業等の終了日後に支払われる利子から 課税します。ただし、再開日の前日までに不適格事由が発生した場合を除きます。
- (2) 育児休業等の期間を変更する場合は、期間の終了日(期間を短縮する場合は、短縮した期間の終了日)までに、当行所定の書面により当店に申出てください。

14. (規定等の変更)

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上

2. 積立式定期預金規定

1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。 この場合、必ず通帳を持参してください。
- (2) この預金は、口座振替の方法により預入れができます。 この場合、振替日、振替金額、引落指定口座等は、別に提出された口座振替依頼書に記載され たとおりとします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (預金の種類、継続方法等)

この預金の預入れおよび継続は、あらかじめ指定された型区分により次のとおり取扱います。

- (1) 自由型の場合
 - ① 個人名義口座
 - A. 預入日(継続をしたときはその継続日。以下同様とします。)の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預りします。
 - B. 預入れの預金は、最長預入期限に元利金をもって、期日指定定期預金に自動的に継続します。
 - C. 前記B. の継続に際し、最長預入期限を同一日とする預金については、これらの合計額を もって1口の期日指定定期預金とします。
 - D. 継続された預金についても同様とします。
 - E. 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその 旨を当店に申出てください。
 - ② 法人名義口座
 - A. 預入日の2年後の応当日を満期日とする1口の自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
 - B. 継続に際しては、満期日に前号と同様に取扱います。
- (2) 満期目標型の場合

預入日から指定された目標満期日(以下「目標日」といいます。)までの期間に応じて次によりお預りします。

なお、預入れは目標日の1ヵ月前までとします。

- ① 個人名義口座
 - A. 期間が1年未満の場合

目標日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。

- B. 期間が1年以上3年以下の場合 目標日を満期日とする期日指定定期預金としてお預りします。
- C. 期間が3年超3年1ヵ月未満の場合 1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
- D. 期間が3年1ヵ月以上の場合 3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金としてお預りします。
- E. 前記C. D. によりお預りした預金は、次により継続します。
 - (A) 満期日を継続日として、元利金をもって継続日から目標日までの前記A. B. C. D. の期間に応じた預金に自動的に継続します。
 - (B) 継続された預金についても同様とします。
- F. 前記E. の継続に際し、継続日を同一とする預金については、これらの合計額をもって1 口の預金とします。
- ② 法人名義口座
 - A. 期間が2年以下の場合 目標日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
 - B. 期間が2年超2年1ヵ月未満の場合 1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
 - C. 期間が2年1ヵ月以上の場合 2年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
 - D. 前記B. C. によりお預りした預金は、次により継続します。
 - (A) 満期日を継続日として、元利金をもって継続日から目標日までの前記A. B. C. の期間に応じた預金に自動的に継続します。
 - (B) 継続された預金についても同様とします。
 - E. 前記D. の継続に際し、継続日を同一とする預金については、これらの合計額をもって1 口の預金とします。

4. (預金の支払時期等)

- (1) 自由型の場合
 - ① この預金は、継続停止の申出があった場合に、次に定める満期日以後に支払います。
 - A. 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の預金残高の全部または一部に相当する金額について、据置期間満了日(継続をしたときはその据置期間満了日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1ヵ月前までに通知をしてください。

この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

B. 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき (次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。)は、最長預入期限を満期日とします。

継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期

日の指定がないときも同様とします。

- ② 指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1ヵ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- ③ 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前号により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。
- (2) 満期目標型の場合
 - ① この預金は、目標日以後に支払います。
 - ② 預入れの預金が期日指定定期預金の場合は、前項と同様に満期日を指定することができます。

5. (総合口座取引の担保)

この預金は、総合口座取引の担保として利用することができます。

この場合、この預金規定によるほか、総合口座取引規定により取扱います。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入れの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日(または最長預入期限)の前日までの日数および預入日における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

A. 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率

B. 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」といいます。)

② 預入れの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数および預入日における預入期間に応 じた当行所定の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算します。

ただし、預入日の2年後の応当日を満期日とした預金(以下「自由金利型2年定期預金(M型)」といいます。)は、預入日の1年後の応当日(以下「中間利払日」といいます。)に、預入日から中間利払日の前日までの日数および当行所定の利率による中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として支払います。

また、中間払利息を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。

(2) 利率は、当行所定の日に変更します。

この場合、新利率は変更日以後に預入れられる預金についてその預入日(すでに預入れられている預金については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

(3) 継続をする場合の利息は、継続日に元金に組入れて継続します。

ただし、自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息については、次により 取扱います。

① 中間利払日にその自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間利

払日における当行所定の利率を適用します。

- ② 満期払利息および中間利息定期預金の元利金は、満期日に自由金利型2年定期預金 (M型)の 元利金と合計して継続します。
- (4) 継続を停止した場合の利息および期日指定定期預金の指定された満期日から1ヵ月以内に解約 する場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約 日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の①乃至②の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における 普通預金の利率とします。

① 預入れの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法で計算します。

A. 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6ヵ月以上1年未満 2年以上利率×20%

C. 1年以上1年6ヵ月未満 2年以上利率×30%

D. 1年6ヵ月以上2年未満 2年以上利率×40%

E. 2年以上2年6ヵ月未満 2年以上利率×50%

F. 2年6ヵ月以上3年未満 2年以上利率×60%

② 預入れの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算します。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を清算します。

- A. 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6ヵ月以上2年未満 約定利率×50%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するとき(一部の金額を解約または書替継続する場合を含みます。)は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (2) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、預金1口毎の元金累計額が払戻請求額に達するまで、当行所定の順序により解約します。

- (3) 前項により最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
 - ① 期日指定定期預金の場合
 - A. その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金の全額を解約します。
 - B. その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額を解約します。
 - (A) その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合………1万円。
 - (B) その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合……その請求額。
 - ② 自由金利型定期預金(M型)の場合 その預金の全額を解約します。
- (4) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。
 - ① 預金者が当行に対して行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を もってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係 を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を 妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

8. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金は、1口の自由金利型定期預金 (M型) としてお預りします。
- (2) 中間利息定期預金の利息については、第6条の規定を準用します。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、 直ちに書面によって当店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

10. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名 その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合に は、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもの として、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに直ちに当行に提

出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、また当該債務が第三者の当 行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相 殺することができるものとします。

14. (口座の自動閉鎖)

以下の条件にすべて該当する積立式定期預金口座は、口座閉鎖いたします。なお、総合口座担保となっている積立式定期預金も対象となります。

- (1)口座残高がゼロであること
- (2)未記帳明細がないこと
- (3) 最終取引日から2年経過していること

15. (規定等の変更)

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上

3. 定期積金規定

1. (掛金の払込み)

- (1) この積金は通帳記載の払込日に掛金を払込みください。
- (2) 払込みのときは必ず通帳を持参してください。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは掛金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該払込みの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (給付契約金の支払時期)

この積金は満期日以後に給付契約金を支払います。

4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 または通帳記載の利回りによる遅延利息をいただきます。

5. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。
 - ② 当行がやむを得ないものと認めてこの積金を満期日前に解約する場合には、払込日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。
 - ③ この計算の単位は100円とします。

6. (先払割引金の計算等)

(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回りに準じて計算します。

この場合、当行が定めた先払日数以上のものに限ります。

(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

7. (満期日後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高)に満期 日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算した利息を支払 います。

8. (解約)

- (1) この積金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。
- (2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの

預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。

- ① 預金者が当行に対して行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、 直ちに書面によって当店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 通帳または印章を失った場合の給付契約金等の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

10. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名 その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされて

いる場合にも、前2項と同様にお届けください。

- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この積金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この積金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この積金に、積金契約者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に 対する債務で積金契約者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定され ている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。

ただし、この積金で担保される債務がある場合には当該債務から、また当該債務が第三者の当 行に対する債務である場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、通帳記載の利回りを適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行 に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限 前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるとき には、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相

殺することができるものとします。

14. (規定等の変更)

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上

4. 盗難通帳等による預金の不正払戻被害補償に関する追加規定

1. (追加規定の適用範囲等)

- (1) この追加規定は、個人のお客さまの預金取引に適用されます。
- (2) この追加規定は、以下の取扱を定めるものです。
- ① 盗取された通帳、証書(以下「通帳等」といいます。)を用いて不正な払戻し(解約ならびに 当座貸越を利用した払戻しを含みます。)が行われた場合における取扱
- ② 本人確認 (預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。) に関する取扱
- (3) この追加規定は、各種預金規定(以下「原規定」といいます。)の一部を構成するとともに原規定と一体として取扱われるものとし、この追加規定に定めがある事項はこの追加規定の定めが適用され、この追加規定に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. (盗難通帳等による不正な払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 通帳等の盗難に気付いてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび預金者に 過失(重大な過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3 に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 第2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳等が盗取された日(通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は 補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当 する場合
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって 行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明 を行ったこと

- ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (6) 当行は、①不正な払戻しを受けた者その他の第三者から預金者が損害賠償また不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、②不正払戻しにより被った損害について本人が請求できる保険金相当額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。
- (7) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (8) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

3. (預金の払戻しにおける本人確認)

預金の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

4. (規定等の変更)

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上

5. 休眠預金等活用法に関する預金規定

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」という。)に関する取扱いについては、次の規定を適用させていただきます。

この規定において、「当行でお取扱いする預金等」とは、休眠預金等活用法上の預金等のうち、当行にて取扱う以下の預金をいいます。

なお、マル優の適用となっている預金は対象外です。

<預金等の種類>

○ 1人の 4 4 2 1 日 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
当座預金 (一般当座、専用約束手形口)	自由金利型定期預金
	【大口定期預金】
普通預金	自動継続自由金利型定期預金
	【大口定期預金】
決済用普通預金 (無利息特約付)	変動金利型定期預金(単利型)
	【変動金利定期預金】
貯蓄預金	変動金利型定期預金(複利型)
	【変動金利定期預金】
納税準備預金	自動継続変動金利型定期預金(単利型)
	【変動金利定期預金】
期日指定定期預金	自動継続変動金利型定期預金(複利型)
	【変動金利定期預金】
自動継続期日指定定期預金	積立式定期預金
自由金利型定期預金(M型)「単利型」	通知預金
【スーパー定期、スーパー定期300】	
自由金利型定期預金(M型)「複利型」	定期積金
【スーパー定期、スーパー定期300】	
自由金利型定期預金(M型)「据置複利型」	総合口座
【スーパー定期、スーパー定期300】	
自動継続自由金利型定期預金(M型)「単利型」	非居住者円普通預金
【スーパー定期、スーパー定期300】	
自動継続自由金利型定期預金(M型)「複利型」	別段預金
【スーパー定期、スーパー定期300】	
自動継続自由金利型定期預金(M型)「据置複利型」	
【スーパー定期、スーパー定期300】	

1. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1) 当行でお取扱いする預金等について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる

日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合(1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。
- ④ この預金が、休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前記(1) 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に 掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事 由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - a 異動事由(当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
 - b 当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合 (1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。
- 2. 総合口座(積立式定期預金を担保として利用している場合を含む)、通帳式定期預金口座取引の最終異動 日等 (規則第4条第3項第6号に係る事由)

この取引における預金のいずれかに将来の債権の行使が期待される事由(前記1.(2)において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

3. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金 に係る 債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条 第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは 国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづき預金等に係る債権が消滅したことにともない、本 契約を解約された預金契約についても適用されるものとします。

4. 規定等の変更

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上